

3. 大学・大学院への入学・編入学資格の有無を判別するための情報整理

3.1 大学への入学・編入学資格

3.1.1 大学への入学資格

大学への入学資格は以下の通りである。

【大学入学資格】

出典：文部科学省ウェブサイト：「大学入学資格について」（高等教育局大学振興課）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm

（法：学校教育法 施行規則：学校教育法施行規則）

大学（短期大学を含む。大学院を除く）の入学資格は以下のいずれかに該当する方に認められます。

- 1 高等学校又は中等教育学校を卒業した者（法第 90 条第 1 項）
- 2 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の 3 年次を修了した者（法第 90 条第 1 項）
- 3 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者（12 年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程⁴⁷⁰又は研修施設⁴⁷¹の課程等を修了する必要がある。）（施行規則第 150 条第 1 号、昭和 56 年文部省告示第 153 号第 2 号）
- 4 外国における、12 年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者（12 年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了する必要がある。）（昭和 56 年文部省告示第 153 号第 1 号、第 2 号）
- 5 我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校⁴⁷²を修了した者（12 年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了する必要がある。）（昭和 56 年文部省告示第 153 号第 3 号、第 4 号）
- 6 高等学校と同等と認定された在外教育施設⁴⁷³の課程を修了した者（施行規則第 150 条第 2 号）
- 7 指定された専修学校の高等課程⁴⁷⁴を修了した者（施行規則第 150 条第 3 号）

⁴⁷⁰ 文部科学大臣指定準備教育課程一覧（平成 27 年 1 月 28 日現在）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/001.htm

⁴⁷¹ 文部科学大臣指定研修施設一覧（平成 22 年 4 月 1 日現在）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/002.htm

⁴⁷² 我が国において、高等学校相当として指定した外国人学校一覧（平成 27 年 3 月 13 日現在）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/003.htm

⁴⁷³ 文部科学大臣認定等在外教育施設（高等部を設置するもの）一覧（平成 26 年 7 月 9 日現在）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/004.htm

⁴⁷⁴ 文部科学大臣指定専修学校高等課程一覧（平成 27 年 2 月 23 日現在）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/1234679.htm

- 8 旧制学校等を修了した者（昭和 23 年文部省告示第 47 号第 1 号～第 19 の 2 号）
- 9 国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアなど、外国の大学入学資格の保有者（昭和 23 年文部省告示第 47 号第 20 号～第 22 号）
- 10 国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI）の認定を受けた外国人学校⁴⁷⁵の 12 年の課程を修了した者（昭和 23 年文部省告示第 47 号第 23 号）
 ※CIS の旧名称である ECIS の認定を受けた外国人学校の 12 年の課程を修了したものについても入学資格が認められます。
- 11 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者（施行規則第 150 条第 5 号）
- 12 大学において個別の入学資格審査により認めた者（施行規則第 150 条第 7 号）

更に、3 において教育課程が合計 12 年未満であり、指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了する場合、また、4、5、9、10、12 の場合については、大学入学時点で 18 歳以上であることが合わせて必要である（なお、11 については満 18 歳未満の合格者は、満 18 歳の誕生日から合格の効力が生じる）。

上の内容の英訳（仮訳）は以下の通りである。なお、海外からの出願者にとって適切な構成については「3.1.3 大学等の入学資格の有無の判別」で検討する。

Eligibility for admission to bachelor's degree program of universities (4-year universities/college and 2-year junior colleges) in Japan

You have eligibility for admission to bachelor's degree program of 4-year universities/colleges and 2-year junior colleges, if you satisfy either one of the following conditions:

(※On the name of various types of schools in Japan, please refer to Figure 3.1 below on the education system of Japan.)

1. You have graduated from a “high school” or a 6-year “Secondary School” in Japan.
(School Education Law. Clause 1 of Article 90)
2. You have graduated from a high school part of a “School for Special Needs Education” or completed the 3rd grade of a 5-year “College of Technology” in Japan.
(School Education Law. Clause 1 of Article 90).
3. You have completed secondary education and school education for 12 years or more outside Japan.

⁴⁷⁵ 国際的な評価団体認定外国人学校一覧（平成 27 年 3 月 24 日現在）
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/006.htm

※ In case that you have completed secondary education and school education for less than 12 years outside Japan, you need to complete a college preparatory course designated by the Japanese Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT), or a training course at a training facility designated by MEXT.

(Enforcement Regulations for the School Education Law. Item 1 of Article 150. Notification No.153 in 1981 of the Ministry of Education. Article 2.)

※ On the University Preparatory Courses, please see “University Preparatory Courses for Students without 12 Years of Education” (Japan Student Services Organization).

www.jasso.go.jp/study_j/documents/junbi_e.pdf

4. You have passed an equivalency examination of secondary education and school education for 12 years outside Japan.

※ In case that you have passed an equivalency examination of secondary education and school education for less than 12 years outside Japan, you need to complete a college preparatory course designated by MEXT, or a training course at a training facility designated by MEXT)

(Notification No.153 in 1981 of the Ministry of Education. Article 1 and 2.)

5. You have graduated from an international school in Japan which is designated by MEXT as is equivalent to a high school in Japan.

(Notification No.153 in 1981 of the Ministry of Education. Article 3 and 4.)

※ Please see the document posted on the URL below on the list of international schools in Japan which is designated by MEXT as is equivalent to a high school in Japan

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/003.htm (only in Japanese)

※ In case that you have completed a program at an international school for less than 12 years, you need to complete a college preparatory course designated by MEXT, or a training course at a training facility designated by MEXT.

6 You have graduated from a school for Japanese students outside Japan which is designated by MEXT as is equivalent to high schools in Japan.

(Enforcement Regulations for the School Education Law. Item 2 of Article 150.)

※On the list of schools for Japanese students outside Japan which is designated by MEXT as is equivalent to high schools in Japan, please see

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/004.htm (only in Japanese)

7. You have completed an upper secondary course at a specialized training college in

Japan that is designated by MEXT.

(Enforcement Regulations for the School Education Law. Item 3 of Article 150.)

※On the list of the upper secondary courses at a specialized training college that are designated by MEXT, please see

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/1234679.htm (only in Japanese)

8. You have graduated from a high school in Japan under the old system of education.

(Notification No.47 in 1948 of the Ministry of Education. Article 1 to Clause 2, Article 19.)

※ The old system of education refers to the education system before the School Education Law was enacted in 1947.

9. You have a qualification for university admission in foreign countries such as International Baccalaureate, Abitur, or Baccalaureate.

(Notification No.47 in 1948 of the Ministry of Education. Item 20 to 22.)

10. You have completed a secondary education and school education for 12 years at an international school in Japan accredited by the international accreditation institutions including Western Association of Schools and Colleges (WASC), Council of International Schools (CIS), and Association of Christian Schools International (ACSI).

※ A secondary education and school education for 12 years accredited by the European Council of International Schools (ECIS), from which CIS was separated in 2003, is included.

(Notification No.47 in 1948 of the Ministry of Education. Item 23.)

※On the list of the international school in Japan accredited by the international accreditation institutions (WASC, CIS, ACSI), please see

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/006.htm (only in Japanese)

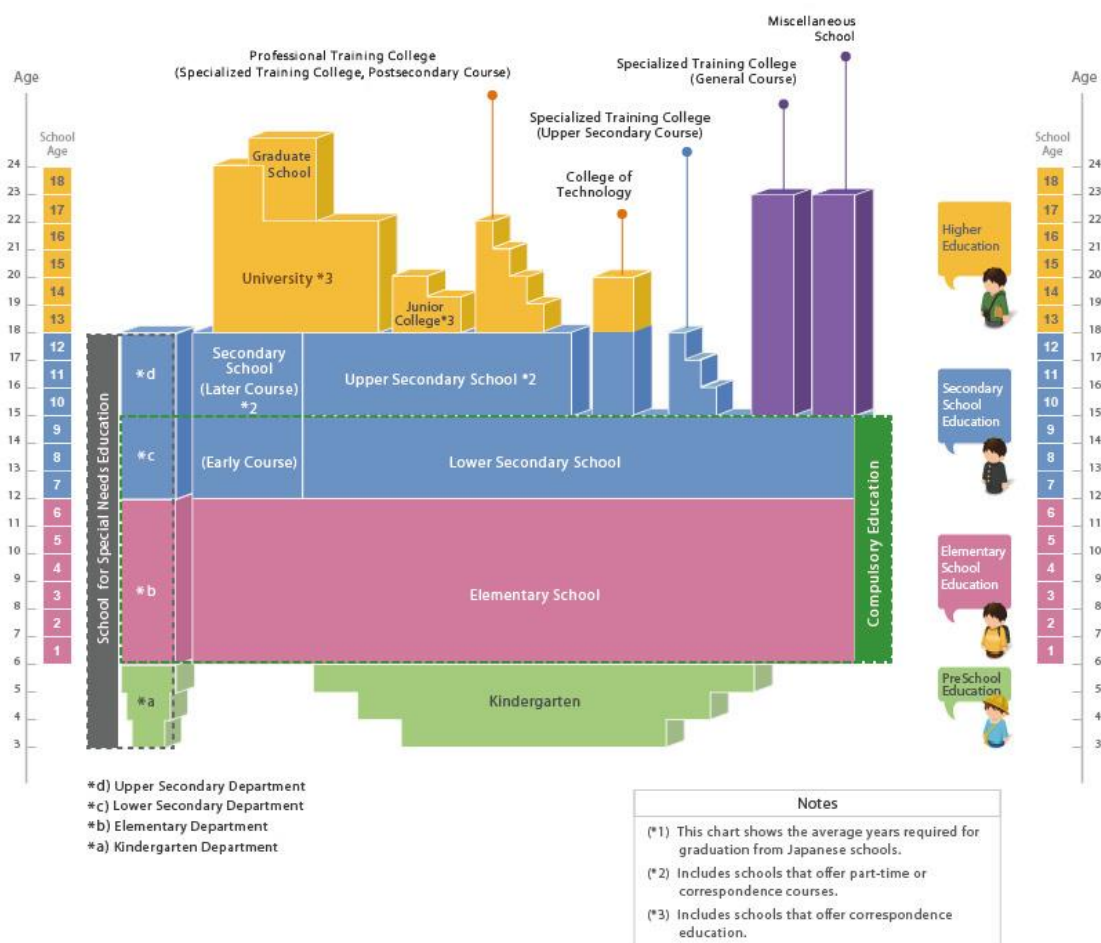
11 You have passed Upper Secondary School Equivalency Examination in Japan.

(Enforcement Regulations for the School Education Law. Item 5 of Article 150.)

12 You have had a special permission for admission to a university as a result of the judgment by the university based on your qualification.

(Enforcement Regulations for the School Education Law. Item 7 of Article 150.)

Japanese School systems



出典: Ministry of Education. <http://www.mext.go.jp/english/introduction/1303952.htm>

Figure 3-1: Education System in Japan

図 3-1 : 日本の教育システム

「入学資格に関する Q&A」(文部科学省高等教育局大学振興課作成)において、「日本の大学への入学を希望する海外の学生」に関係のある質問は以下の3問がある。⁴⁷⁶

Q3. 「外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者 (学校教育法施行規則第 150 条第 1 項)」とは、具体的にはどのような者が該当するのでしょうか。例えば、1. 飛び級したため 11 年しか学校に通っておらず 18 歳未満の場合、2. 小学校を日本で卒業したため、外国では 6 年間しか学校に通っていない場合、3. 学校教育課程が 13 年ある国で、12 年目の課程まで修了した場合などはどうなるのでしょうか。

⁴⁷⁶ http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111319.htm

【ポイント】

正規の学校教育の12年目の課程を修了しているか否かで判断されます。

A3. 「外国において、学校教育における12年の課程を修了した者」とは、「外国の正規の学校教育における12年目の課程を修了した者」という意味です。

したがって、1. 飛び級などをするにより12年間教育を受けておらず18歳未満の場合や、2. 日本でも教育を受けたため外国だけでは12年間教育を受けていない場合、3. 学校教育課程が13年ある国で、12年の課程を修了した場合であっても、最終的に修了した課程が正規の学校教育の12年目以上の課程であれば、大学入学資格は認められることとなります。

なお、修了した課程が正規の学校教育であるかどうか、何年目の課程であるかどうかは、それぞれの国の大使館等にお問い合わせ下さい。

Q4. 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了したのですが、学校教育における11年の課程しか修了したことにならない場合、大学に入学するにはどういった方法がありますか。

【ポイント】

準備教育課程の修了、高等学校卒業程度認定試験合格、個別の入学資格審査など、様々な手段があります。

A4. 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了したにもかかわらず、学校教育における11年の課程しか修了したことにならない場合、指定された準備教育課程（文部科学大臣指定準備教育課程一覧）を修了することによって、大学入学資格が認められることとなります。

また、それ以外にも、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合や、各大学が行う個別の入学資格審査によって高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた場合にも、大学入学資格が認められることとなります。

さらに、国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアといった外国の大学入学資格を取得し、18歳に達していれば、大学入学資格が認められます。

Q5. インターナショナルスクール（外国人学校）を卒業しています。大学への入学資格はありますか。

【ポイント】

入学資格が認められる場合もあります。

A5. 日本にあるインターナショナルスクール（外国人学校）を卒業した場合は、その学校が外国の高等学校相当として指定された学校であるか、国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI）の認定を受けた学校であり、18歳に達していれば、大学への入学資格は認められます（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程または研修施設の課程等を修了する必

要があります)。

外国にあるインターナショナルスクール (外国人学校) を卒業した場合は、そのことにより、外国の正規の学校教育における 12 年目の課程を修了していると認められれば、大学への入学資格も認められます。

さらに、インターナショナルスクール (外国人学校) を卒業することによって、国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアなど、外国の大学入学資格を保有することになった場合、18 歳に達していれば、大学への入学資格は認められます。

上の内容の英訳 (仮訳) は以下の通りである。

Q3 What is the meaning of the “completion of secondary education and school education for 12 years or more outside Japan” (Enforcement Regulations for the School Education Law. Clause 1, Article 150.)?

Does each of the following cases satisfy this condition?

- 1) A student skipped a grade. He/she has finished secondary education, but is under 18 years old as a result;
- 2) A student graduated from an elementary school in Japan, and he/she had school education outside Japan for only 6 years; and
- 3) A student completed school education for 12 years in a country where the length of primary and secondary school education is 13 years.

A3 The “completion of secondary education and school education for 12 years or more outside Japan” means that a student has completed the 12th school year of formal school education in a foreign country.

Therefore, in the cases above, if the student has completed the 12th year of formal school education, he/she has eligibility for admission to universities in Japan.

Q4. I have completed school education which is equivalent to upper secondary education outside Japan. However, the length of school education up to secondary education in my country is 11 years, not 12 years. In such a case, how can I have qualification to study at a university in Japan?

A4.

Even when the length of the school education you have completed is less than 12 years, you can acquire a qualification to study at a university in Japan by either of the following:

- 1) To complete a college preparatory course in Japan designated by the Japanese Minister of

Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT).

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/001.htm (in Japanese)

- 2) To pass Upper Secondary School Equivalency Examination in Japan,
- 3) To receive a special permission for admission to a university based on the case-by-case judgment of your qualification by the university, and
- 4) To acquire a foreign qualification for university admission such as International Baccalaureate, Abitur, or Baccalaureate, and to be over 18 years old.

Q5

I have graduated from an international school in Japan. Do I have eligibility for admission to universities in Japan?

A5. When you have graduated from an international school in Japan, you have eligibility for admission to universities in Japan, if 1) the school is designated by MEXT as is equivalent to high schools in Japan, or the school is accredited by international accreditation institutions (Western Association of Schools and Colleges (WASC), Council of International Schools (CIS), and Association of Christian Schools International (ACSI)), and 2) you are 18 years of age or older.

If the school education is less than 12 years, you need to complete in Japan a college preparatory course designated by the MEXT, or a training course at a training facility designated by MEXT.

When you have graduated an international school located in foreign countries, you have eligibility for admission to universities in Japan, if the school is considered to be equivalent to formal school education in the country and you have finished the 12th year of the school education.

In addition, you have eligibility for admission to universities in Japan, if you have graduated from an international school and have qualification for admission to universities in foreign counties such as International Baccalaureate, Abitur, or Baccalaureate, and you are 18 years of age or older.

3.1.2 大学への編入学資格

日本の大学への編入学資格は以下の通りである。

【大学への編入学について】

出典：大学等への編入学について（文部科学省高等教育局大学振興課）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111315.htm

「編入学」とは、学校を卒業した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく他の種類の学校に入学すること（途中年次への入学）と解されています。この場合、法令上の卒業要件の例外となるので、法令上の根拠が必要です。

大学への編入学は、法令上以下のいずれかに該当する方のみ認められます。

- ① 短期大学（外国の短期大学、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校を含む）⁴⁷⁷の卒業生（法第 108 条の 2 第 7 項）
- ② 高等専門学校を卒業した者（法第 122 条）
- ③ 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上、総授業時数が 1,700 時間以上又は 62 単位以上であるものに限る）を修了した者（法第 132 条）

※大学院への編入学は認められません。

※各省庁設置の大学校から大学への編入学は認められません。

※高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣が定める基準を満たすものを修了した者への編入学制度については、「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成 28 年 4 月 1 日施行）により創設されている。

上の内容の英訳（仮訳）は以下の通りである。

Transfer to a bachelor's degree program of a university in Japan

Transfer to a university in Japan means that a student, who has graduated from one school, is admitted to an education program of another school and can skip a part of the education program of the school.

Transfer to a university is admitted if either one of the following is satisfied:

1. You have graduated from a junior college (including junior college outside Japan,

⁴⁷⁷文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校（平成 27 年 4 月 15 日現在）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111315/001.htm

and a foreign school in Japan designated by MEXT as is equivalent to junior colleges outside Japan).

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111315/001.htm

(School Education Law, Article 108-2, Clause 7)

2. You have graduated from a College of Technology in Japan.

(School Education Law, Article 122)

3. You have graduated from a specialized course of a Specialized Training College in Japan, which is more than 2 years, has more than 1,700 hours or is more than 62 credits.

(School Education Law, Article 132)

※ It is not admitted to transfer to a master or doctoral program in Japan.

※ It is not admitted to transfer to a university from a higher education institution established by government agencies.

※ From April 2016, it is possible for a graduate of the specialized course of a high school which satisfies the standard set by the Minister of MEXT to transfer to a university, as a result of the revision of the School Education Law in 2015.

3.1.3 大学等の入学資格の有無の判別

(1) 日本の大学への入学を希望する海外の学生

図 3-2 は、日本の大学の学士課程への入学を希望する海外の学生が、大学への入学資格の有無（法令上の規定に基づくもの）を判別するために作成したフローチャートである。個々の基準は、「3.1.1 大学への入学資格」で説明した内容である。

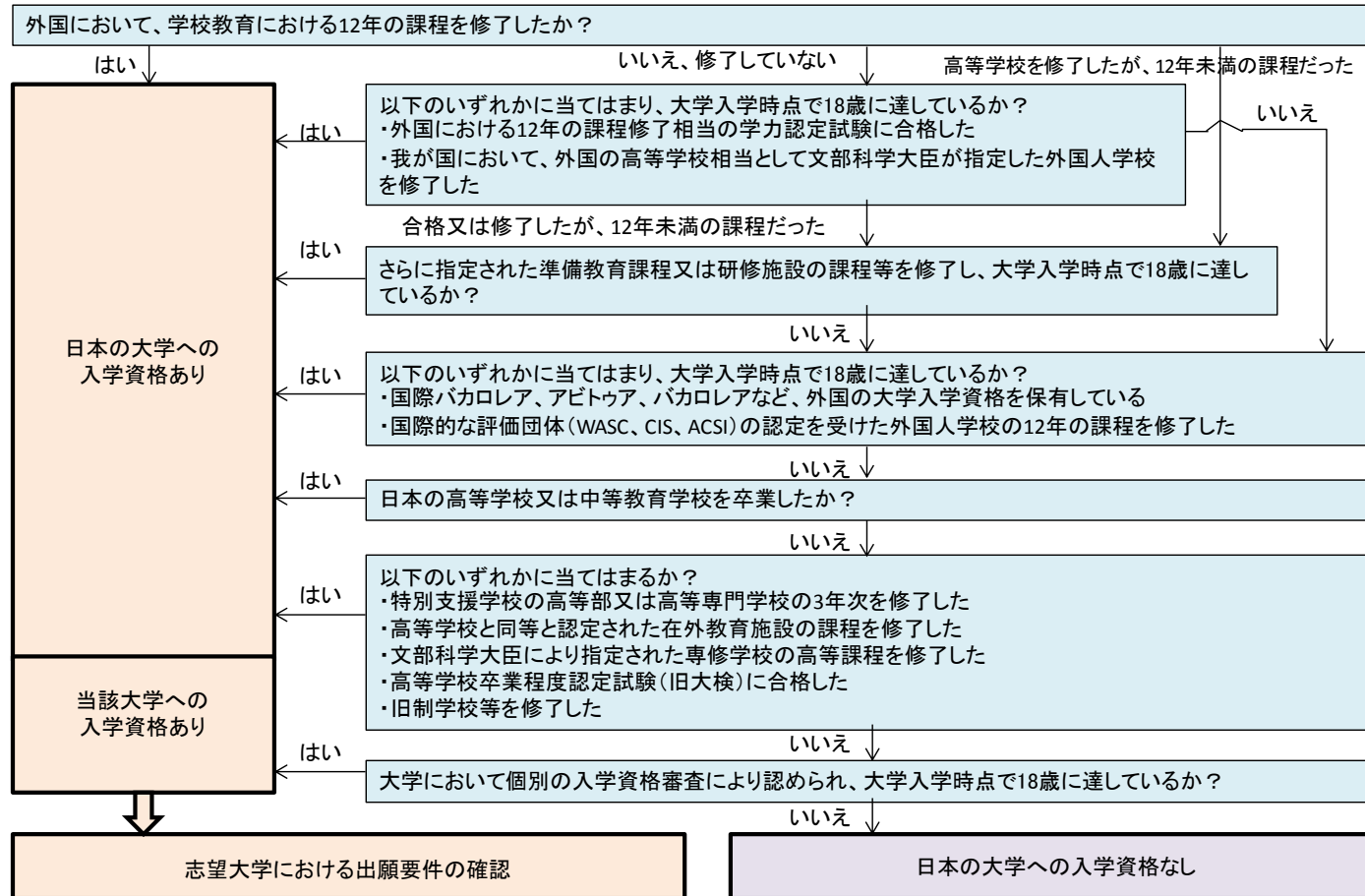
「外国において、学校教育における 12 年の課程を修了したか？」を一番上の基準として、「外国における 12 年の課程修了相当の学力認定試験に合格した」など、外国からの出願者により関係の深いと考えられるものの順番に並べている。

図 3-3 は、英語版である。

ただし、図 3-2 には掲載されているが、旧制学校等の修了についての基準は英語版では、削除した。1947 年に「学校教育法」が公布された後、1948 年度には新制高等学校が発足しており、外国からの出願者の中に、旧制学校等の修了者がいないか極めて少ないと考えられるためである。⁴⁷⁸

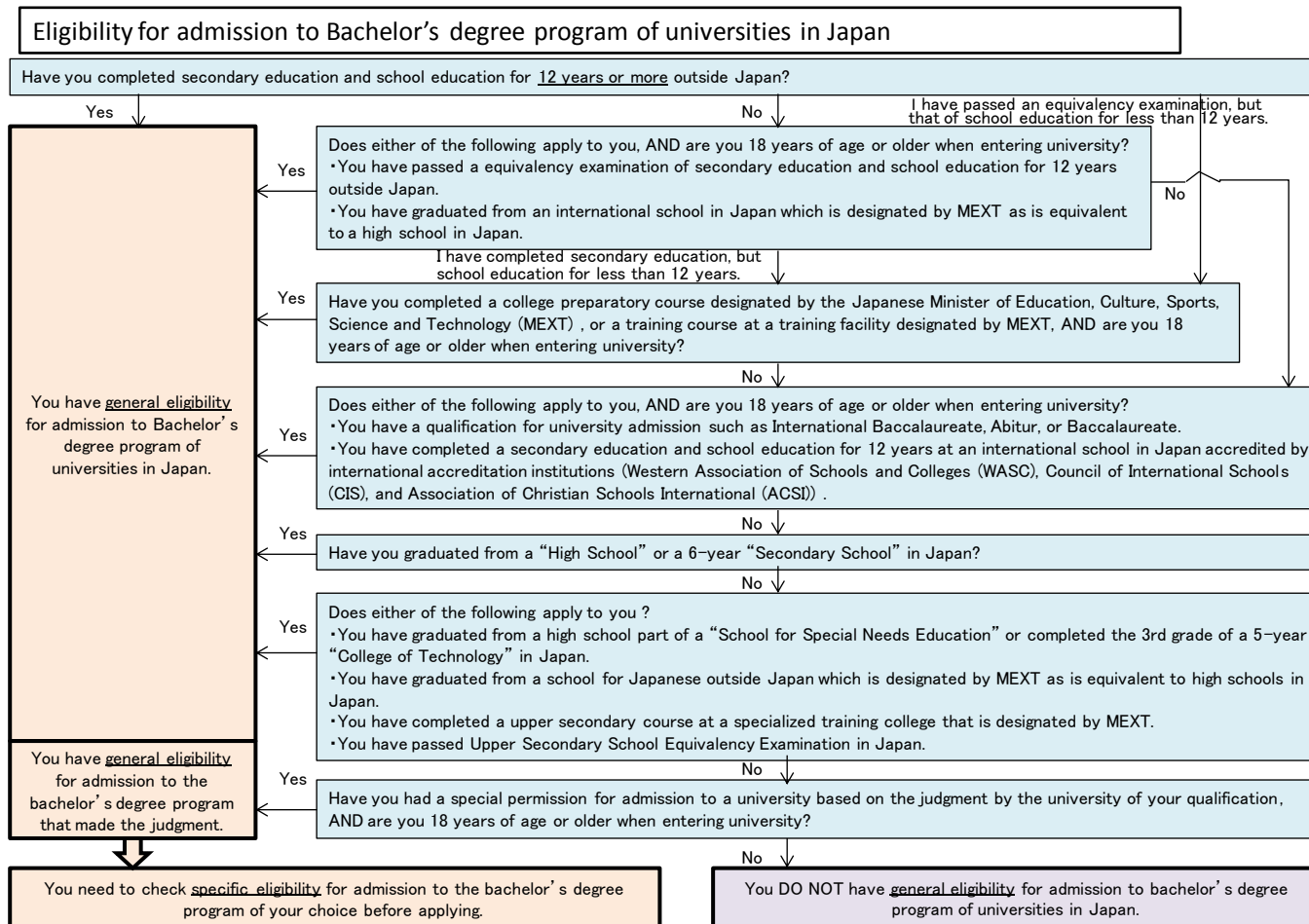
⁴⁷⁸文部省「学制百年史」1981年9月。「三 新制高等学校の発足」
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317746.htm

大学への入学資格の有無の確認チャート(外国人の出願を想定)



注：飛び入学：一部の大学では、大学の定める分野において特に優れた資質を有すると判断され、高校に2年以上在学した者に飛び入学を認めている。飛び入学が可能かどうか、どのような試験が行われるかなどは、大学毎に異なっているため、詳細については各大学に確認を要する。

図 3-2：大学への入学資格の有無の確認のためのフローチャート(外国人の出願を想定、日本語)



Note: Some universities (6 universities in FY2014) admit admission of the student whose ability related to the area of study of his/her choice is judged to be exceptionally high and who has finished the 2nd grade of a high school. Please consult each university since specific criteria and content of examination for judging admission are different among those universities.

図 3-3 : 大学への入学資格の有無の確認のためのフローチャート (外国人の出願を想定、英語)

(2) 日本の大学の入試担当者等

入試担当者にとっては、図 3-2 で整理した要件の中では、以下の質問について判断することが必要であろう（年齢や、日本で実施される教育課程等の情報は出願者や日本の機関から入手可能）。

- ・外国において、学校教育における 12 年の課程を修了したか？
- ・外国における 12 年の課程修了相当の学力認定試験に合格したか？

上の観点から、調査対象国・地域の情報を以下にまとめた（各国情報のまとめ表と重複する）。（ただし、個別の外国の学校や試験が、上記の要件を満たすかどうかは、当該国の在日大使館等に確認する必要がある場合があることに留意）

a. 学校教育における 12 年の課程

表 3-1 にまとめたのは、代表的なコースであり、その他のコースの可能性もある（職業学校、技能学校等）。

赤（下線）は、初等教育と中等教育の合計期間が 12 年ではない国（満たない国）を、青（2 重下線）は、初等教育と中等教育の合計期間が 12 年ではない国（超える国）を示す。

12 年に満たない国：ロシア（11 年間）とミャンマー（10 年間）

12 年を超える国（13 年間）：マレーシア、ニュージーランド、英国、ドイツ、カナダ

表 3-1：調査対象国・地域における中等教育修了までの年数

国名	内容
中国	初等教育 6 年→前期中等教育 3 年→後期中等教育 3 年(合計 12 年間) (初等教育 6 年→前期・後期中等教育 6 年) (初等教育・中等教育一貫教育 9 年→後期中等教育 3 年) (初等教育 6 年→前期中等教育 3 年→職業後期中等教育 3~4 年) (初等教育 6 年→前期職業中等教育 3 年→職業後期中等教育 3~4 年)
韓国	初等教育 6 年→中学校教育 3 年→高等学校教育 3 年（合計 12 年間） （高等学校は、普通高等学校、職業高等学校、科学高等学校、特別高等学校（外国語、芸術等）等を含む）
ベトナム	初等教育 5 年→基礎中等教育 4 年→一般中等教育（後期中等教育）3 年（合計 12 年間） (初等教育・基礎中等教育一貫校 9 年→一般中等教育 3 年) (初等教育 5 年→基礎中等教育・一般中等教育一貫校 7 年) (初等教育 5 年→基礎中等教育 4 年→職業中等教育 3~4 年)
台湾	初等教育 6 年→中学校 3 年→高等学校 3 年（合計 12 年間）

国名	内容
	(初等教育 6 年→中学校 3 年→高等職業学校 3 年) (初等教育 6 年→中学校 3 年→専門学校 5 年)
ネパール	初等教育 5 年→前期中等教育 3 年→中等教育 2 年→高等中等教育 2 年 (合計 12 年間) (初等・前期中等教育一貫校 8 年→中等教育 2 年→高等中等教育 2 年) (初等・中等教育一貫校 10 年→高等中等教育 2 年) (初等・中等・後期中等教育一貫校 12 年) 等
インドネシア	初等教育 6 年→前期中等教育 3 年→後期中等教育 3 年 (合計 12 年間) (初等教育 6 年→前期中等教育 3 年→職業中等教育 3~4 年)
タイ	初等教育 6 年→前期中等教育 3 年→後期中等教育 (一般教育課程か職業教育課程) 3 年 (合計 12 年間)
マレーシア	<u>初等教育 6 年→前期中等教育 3 年→後期中等教育 2 年→シックスフ ォームカレッジ 2 年 (合計 13 年)</u> (初等教育 6 年→前期中等教育 3 年→後期中等教育 2 年→ Matriculation College 1 年) (国民型中国語学校の場合: 初等教育 6 年→中等教育 6 年) 等
ミャンマー	<u>初等教育 5 年 (1 年間の幼稚園含む) →中等教育 6 年 (前期 4 年、 後期 2 年) (合計 10 年間 (幼稚園 1 年を除く))</u>
オーストラリア	州によって異なる。 New South Wales 州、Victoria 州等: 初等教育 6 年→中等教育 6 年 (中等学校 4 年、後期中等学校 2 年) (合計 12 年間) Queensland 州等: 初等教育 7 年→中等教育 5 年 (中等学校 3 年、 後期中等学校 2 年) (合計 12 年間)
ニュージーランド	<u>初等教育 8 年→前期中等教育 2 年→後期中等教育 3 年 (合計 13 年間)</u>
英国	【イングランド、ウェールズ、北アイルランド】 <u>初等教育 6 年→中等教育 5 年 (前期中等教育 3 年、後期中等教育 2 年) →大学前教育 (シニア中等教育プログラム (senior secondary programme) 等) 2 年 (合計 13 年間)</u> 【スコットランド】 <u>初等教育 7 年→中等教育 4 年→後期中等教育 2 年 (合計 13 年間)</u>
ドイツ	州によって異なる。 <u>初等教育 4 年→Gymnasium (ギムナジウム) 8~9 年 (前期中等教 育 6 年、後期中等教育 2~3 年) (合計 12~13 年間)</u> <u>(初等教育 4 年→前期中等教育 6 年 (Realschule (実科中学校) 6</u>

国名	内容
	<u>年、Hauptschule (高等小学校) 6 年 (進学の場合) →後期中等教育 2~3 年 (職業学校、ギムナジウム等) (合計 12~13 年間)</u> (Berlin 州と Brandenburg 州では初等教育 6 年→中等教育 6 年)
フランス	初等教育 5 年→前期中等教育 4 年→後期中等教育 (一般リセ、技術リセ、職業リセ) 3 年 (合計 12 年間)
ロシア	<u>初等教育 4 年→基礎中等教育 5 年→完全中等教育 (プロフィール教育) 2 年 (合計 11 年間 (1 年生~11 年生までの一貫校が最も通常の学校の種類))</u> (初等教育 4 年→基礎中等教育 5 年→基礎職業教育課程 3 年)
米国	初等・中等教育は 12 年間であるが、内訳は地域、学校毎に異なる。 初等教育 6 年→中学教育 3 年→高校教育 3 年 (合計 12 年間) (初等教育 6 年→中学教育 2 年→高校教育 4 年) (初等教育 8 年→高校教育 4 年) 等
カナダ	初等・中等教育は 12 年間であるが、内訳は州毎に異なる (ケベック州は下を参照)。 初等教育 6 年→中学 3 年→高校 3 年 (合計 12 年間) (初等教育 5 年→中学 3 年→高校 4 年) (初等教育 4 年→中学 4 年→高校 4 年) (初等教育 8 年→中等教育 4 年) 等 【ケベック州】 <u>初等教育 6 年→中等教育 5 年→Collège d'Enseignement Général et Professionnel (CÉGEP) (一般教育専門職カレッジ) 2 年 (合計 13 年間)</u>

注：代表的なコースであり、その他のコースの可能性もある（職業学校、技能学校等）。赤（下線）は、初等教育と中等教育の合計期間が 12 年ではない国（満たない国）を、青（2 重下線）は、初等教育と中等教育の合計期間が 12 年ではない国（超える国）を示す。

b. 12 年の課程修了と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験の有無、有る場合の試験名称等

表 3-2 は、我が国の高等学校に相当する学校の卒業程度と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験の有無を示す。

韓国では「高等学校卒業学力検定考試」が、台湾では「自學進修學力鑑定考試」が、インドネシアでは Paket C が、米国では州政府が高校卒業同等の学力認定試験として認める試験は州毎に異なるが、General Educational Development (GED) 試験、High School

Equivalency Test (HiSET)、Test Assessing Secondary Completion (TASC)が、カナダではGED試験が、認定試験として実施されるか、利用されていることが確認された。

表 3-2：調査対象国・地域における高等学校卒業と同等以上の学力を認定する試験

国名	試験の名称
中国	なし
韓国	高等学校卒業学力検定考試
ベトナム	なし
台湾	自學進修學力鑑定考試
ネパール	なし
インドネシア	Paket C
タイ	なし
マレーシア	なし
ミャンマー	なし
オーストラリア	なし
ニュージーランド	なし
英国	なし
ドイツ	なし
フランス	なし
ロシア	なし
米国	州政府が高校卒業同等の学力認定試験として認める試験は州毎に異なる。 <ul style="list-style-type: none"> ● General Educational Development (GED)試験 ● High School Equivalency Test (HiSET) ● Test Assessing Secondary Completion (TASC)
カナダ	GED

注) これらは本調査で実施した文献調査等で確認されたものである。

3.2 大学院（修士課程・博士課程（前期））への入学資格

3.2.1 大学院（修士課程・博士課程（前期））への入学資格

大学院（修士課程・博士課程（前期））への入学資格は以下の通りである。

【修士課程・博士課程（前期）の入学資格】

出典：文部科学省ウェブサイト：「修士課程・博士課程（前期）の入学資格について」（高等教育局大学振興課）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111316.htm

（法：学校教育法 施行規則：学校教育法施行規則）

修士課程・博士課程（前期）の入学資格は以下のいずれかに該当する方に認められます。

- 1 大学を卒業した者（法第 102 条）
- 2 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（施行規則第 155 条第 1 項第 1 号）
- 3 外国において、学校教育における 16 年（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については 18 年）の課程を修了した者（施行規則第 155 条第 1 項第 2 号）
- 4 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の 16 年（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については 18 年）の課程を修了した者（施行規則第 155 条第 1 項第 3 号）
- 5 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程⁴⁷⁹を修了した者（施行規則第 155 条第 1 項第 4 号）
- 6 指定された専修学校の専門課程⁴⁸⁰を修了した者（施行規則第 155 条第 1 項第 5 号）
- 7 旧制学校等を修了した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 1 号～第 4 号、昭和 30 年文部省告示第 39 号第 1 号）
- 8 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 5 号～第 12 号、昭和 30 年文部省告示第 39 号第 2 号）
- 9 大学院において個別の入学資格審査により認めた者（施行規則第 155 条第 1 項第 8 号）

⁴⁷⁹文部科学大臣指定外国大学日本校（平成 27 年 4 月 15 日現在）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111316/001.htm

⁴⁸⁰文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧（平成 27 年 2 月 26 日現在）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111316/002.htm

上の内容の英訳（仮訳）は以下の通りである。

Eligibility for admission to master's degree program of universities in Japan

You have eligibility for admission to master's degree program, when either one of the following is satisfied.

1. You have graduated from a university in Japan. (School Education Law. Article 102.)

2. You have received a bachelor degree from the National Institution for Academic Degrees and University Evaluation in Japan.

(Enforcement Regulations for the School Education Law. Article 155, Clause 1, Item 2.)

3. You have completed school education for 16 years outside Japan. In case of admission to a doctoral program in medicine, dentistry, pharmacy, and veterinary medicine, you need to have completed 18 years of school education outside Japan.

(Enforcement Regulations for the School Education Law. Article 155, Clause 1, Item 3.)

4. You have completed in Japan distance education courses provided by a foreign school for 16 years (18 years in case of the admission to doctoral program in medicine, dentistry, pharmacy, and veterinary medicine).

(Enforcement Regulations for the School Education Law. Article 155, Clause 1, Item 3.)

5. You have completed education program provided by a foreign school in Japan which is designated by MEXT as being equivalent to a foreign university ("Japanese branch of foreign university designated by MEXT").

(Enforcement Regulations for the School Education Law. Article 155, Clause 1, Item 4.)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111316/001.htm

6. You have completed a specialized course at a specialized training college that is designated by MEXT.

(Enforcement Regulations for the School Education Law. Clause 1, Item 5 of Article 155.)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111316/002.htm

7. You have graduated from a university in Japan under the old system of education.

(Notification No.5 in 1953 of the Ministry of Education. Item 1 to 4; Notification No.39 in 1955 of the Ministry of Education. Item 1.)

※ The old system of education refers to the education system before the School Education Law was enacted in 1947.

8. You have graduated from the higher education institutions established by government ministries such as National Defense Academy, Japan Coast Guard Academy, and Meteorological College.

(Notification No.5 in 1953 of the Ministry of Education. Item 5 to 12; Notification No.39 in 1955 of the Ministry of Education. Item 2.)

9. You have had a special permission for admission to a graduate program of a university based on the judgment by the university of your qualification.

(Enforcement Regulations for the School Education Law. Clause 1, Item 8 of Article 150.)

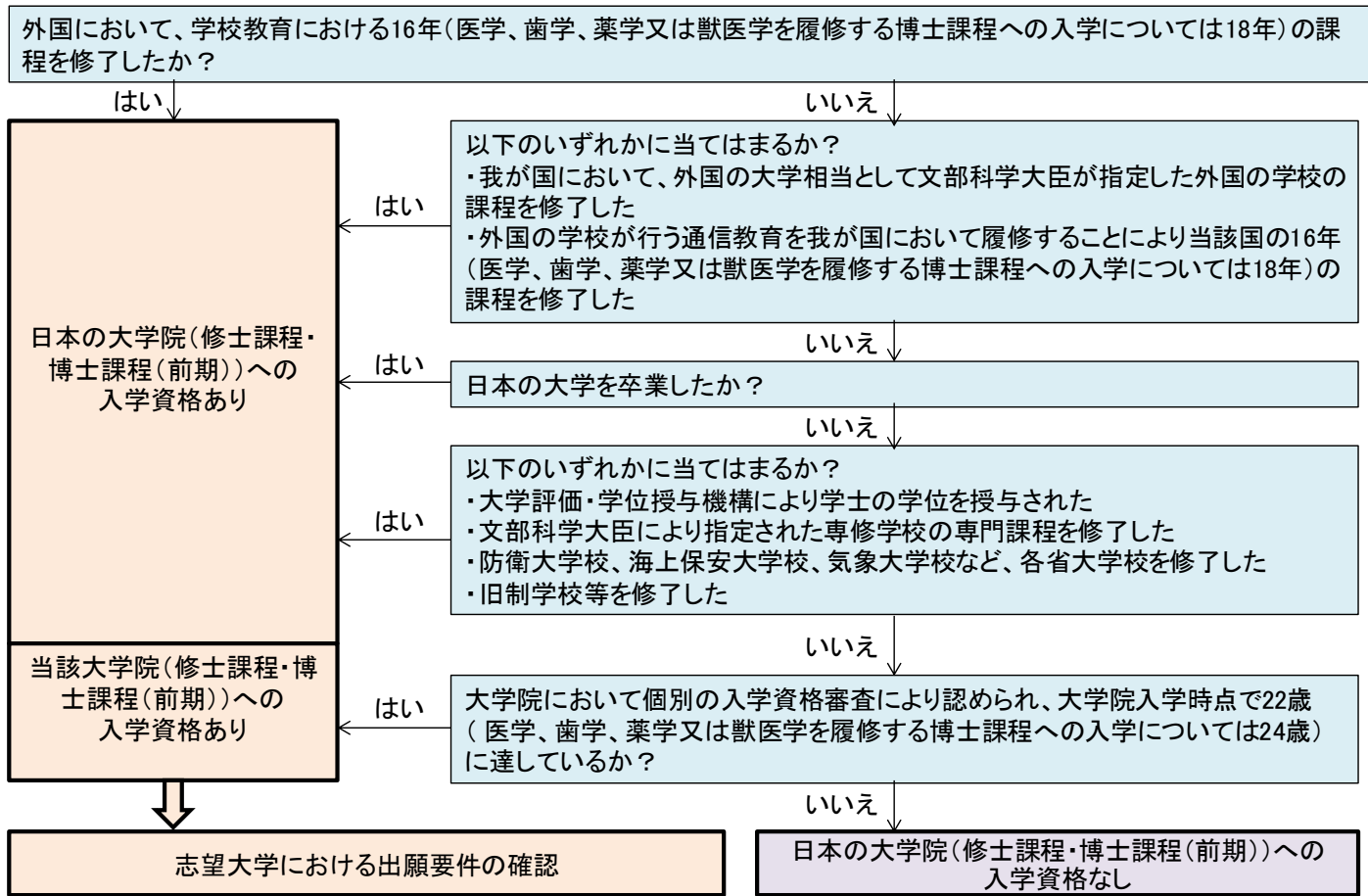
3.2.2 大学院（修士課程・博士課程（前期））への入学資格の有無の判別

(1) 日本の大学院（修士課程・博士課程（前期））への入学を希望する海外の学生

図 3-4（日本語）と図 3-5（英語）は、大学院（修士課程・博士課程（前期））入学資格の有無（法令上の要件）を判断するためのフローチャートである。日本の大学院（修士課程・博士課程（前期））への入学を希望する海外の学生が、入学・編入学資格の有無を判別するために作成された。

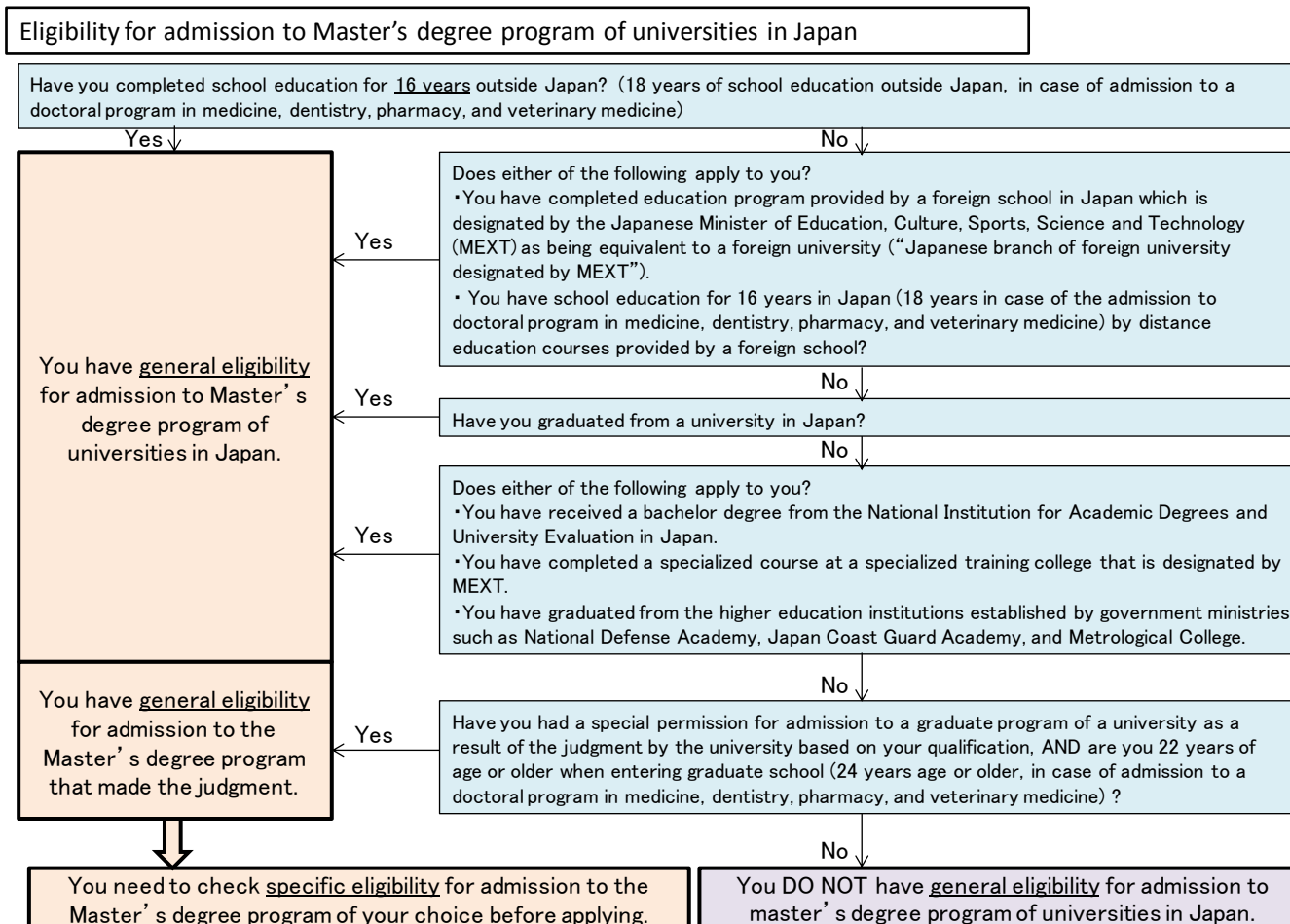
大学への入学資格を判断するためのフローチャート（図 3-2 と図 3-3）と同様に、「外国において、学校教育における 16 年（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については 18 年）の課程を修了したか？」など、日本の大学院への海外からの出願者にとって関連が深い要件を上位に位置づけている。

修士課程・博士課程(前期)への入学資格の有無の確認チャート(外国人の出願を想定)



注：大学を卒業したと同様以上の学力があると認められる各省設置の大学校は、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校、職業能力開発総合大学校、気象大学校を含む。(昭和28年文部省告示第5号第5号～第12号、昭和30年文部省告示第39号第2号)

図3-4：大学院(修士課程・博士課程(前期))への入学資格の有無の確認のためのフローチャート(外国人の出願を想定、日本語)



Note: The higher education institutions established by government ministries and whose graduates are considered to be equivalent to university graduates include the following: National Defense Academy, National Defense Medical College, National Fisheries University, Japan Coast Guard Academy, Polytechnic University, and Meteorological College.

図 3-5 : 大学院 (修士課程・博士課程 (前期)) への入学資格の有無の確認のためのフローチャート (外国人の出願を想定、英語)

(2) 日本の大学院（修士課程・博士課程（前期））の入試担当者等

図 3-4 に含まれる要件の中で、判断が難しいのは、以下の質問である。

- ・外国において、学校教育における 16 年（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については 18 年）の課程を修了したか？

表 3-3 は、調査対象国における学士課程修了までの年数を示す。初等教育、中等教育までは代表的なコースである（表 3-1 を参照）。赤字（下線）の部分が上の要件を満たさないところ（学士課程修了までが 17 年間等）である。

赤字（下線）部分：学士課程修了まで 16 年未満（医学、歯学、薬学、獣医学の場合、18 年未満）。

青字（二重下線）部分：学士課程修了まで 16 年を超える（医学、歯学、薬学、獣医学の場合、18 年を超える）

表 3-3：調査対象国・地域における学士課程修了までの年数

国名	内容
中国	初等教育 6 年→前期中等教育 3 年→後期中等教育 3 年→学士課程（大学、カレッジ等）4 年 等（合計 16 年間） <u>※学士課程（医学）は 5 年間（合計 17 年間）</u>
韓国	初等教育 6 年→中学校教育 3 年→高等学校教育 3 年→学士課程（大学、カレッジ等）4 年（合計 16 年間） ※学士課程（医学、歯学）は 6 年（合計 18 年間）
ベトナム	初等教育 5 年→基礎中等教育 4 年→一般中等教育（後期中等教育）3 年→学士課程 4 年（大学）（合計 16 年間） <u>※学士課程（獣医学、薬学）は 5 年（合計 17 年間）、</u> 学士課程（医学、歯学）は 6 年（合計 18 年間）。
台湾	初等教育 6 年→中学校 3 年→高等学校 3 年→学士課程（大学、4 年制カレッジ、技術インスティテュート）4 年（合計 16 年間） <u>※学士課程（医学）は 7 年（合計 19 年間）、</u> 学士課程（歯学）は 6 年、 <u>学士課程（獣医学）は 5 年（合計 17 年間）。</u>
ネパール	<u>初等教育 5 年→前期中等教育 3 年→中等教育 2 年→高等中等教育 2 年→学士課程（大学）3~4 年（合計 15~16 年間）</u> ※学士課程の長さは大学、専攻によって異なる（法律は 4~5 年） <u>※学士課程（薬学）4 年（合計 16 年間）、</u> <u>学士課程（獣医学）は 5 年（合計 17 年間）、</u> <u>学士課程（医学）5~5.5 年（合計 17~17.5 年間）</u>
インドネシア	初等教育 6 年→前期中等教育 3 年→後期中等教育 3 年→学士課程 4 年（大学等）（合計 16 年間）

国名	内容
	<p>※<u>学士課程（医学、歯科、薬学、獣医学）は5.5年（1年間のインターンを含む）（合計17.5年間）</u></p> <p>（初等教育6年→前期中等教育3年→後期中等教育3年→高等専門職課程4年（アカデミー（akademi）、カレッジ（sekolah tinggi）、ポリテクニク（politeknik）、インスティテュート（institut））（合計16年間）</p> <p>※大学の学士課程では学士の学位が、高等専門職課程ではディプロマが授与される。</p>
タイ	<p>初等教育6年→前期中等教育3年→後期中等教育（一般教育課程か職業教育課程）3年→学士課程4年（大学）（合計16年間）</p> <p>※<u>学士課程（薬学）5年（合計17年間）</u>、学士課程（医学、歯学、獣医学）6年（合計18年間）</p> <p>※教育カレッジは2年の課程であり教育高等証書を授与される。専門・技術カレッジは2年の課程でディプロマ、更に2年の課程で高等ディプロマを授与される。</p>
マレーシア	<p>初等教育6年→前期中等教育3年→後期中等教育2年→シックスフォームカレッジ2年→学士課程3～4年（合計16～17年間）</p> <p>※学士課程（医学、歯学）は5年（合計18年間）</p> <p>（<u>初等教育6年→前期中等教育3年→後期中等教育2年→Matriculation College1年→学士課程3～4年（合計15～16年間）</u>）</p>
ミャンマー	<p><u>初等教育5年（1年間の幼稚園含む）→中等教育6年（前期4年、後期2年）→学士課程（大学、カレッジ）4年（合計14年間（1年間の幼稚園を除く））</u></p>
オーストラリア	<p><u>初等教育6年→中等教育6年→学士課程3年（合計15年間）</u></p> <p>（初等教育6年→中等教育6年→統合学士課程4年（Honours学位を授与））（合計16年間）</p> <p>※初等・中等教育の年数は州によって異なるが、合計して12年間。</p> <p>※学士課程（法律、工学等の専門職学位）は4年間である。</p>
ニュージーランド	<p>初等教育8年→前期中等教育2年→後期中等教育3年→学士課程3年（合計16年間）</p> <p>※<u>学士課程（honours学位）は4年（合計17年間）</u></p> <p>※学士課程は、<u>工学4年（合計17年間）</u>、建築・獣医学5年（合計18年間）、<u>医学6年（合計19年間）</u></p>
英国	<p>【イングランド、ウェールズ、北アイルランド】</p> <p>初等教育6年→中等教育5年（前期中等教育3年、後期中等教育2</p>

国名	内容
	<p>年) →大学前教育 (後期中等教育プログラム等) 2 年→学士課程 3 年 (合計 16 年間)</p> <p>※学士課程は 4 年間の場合もある。</p> <p>【スコットランド】</p> <p><u>初等教育 7 年→中等教育 4 年→後期中等教育 1~2 年→学士課程 3 年 (合計 15~16 年)</u></p>
ドイツ	<p>初等・中等教育は、州によって異なる (表 3-1 を参照)。</p> <p><u>初等教育 4 年→Gymnasium (ギムナジウム) 8~9 年 (前期中等教育 6 年、後期中等教育 2~3 年) →学士課程 (大学等) 3~4 年 (合計 15~17 年間)</u></p> <p>※学士課程は決められた期間よりは卒業までに 1~2 年間長い期間を要する傾向がある (5 年以上)</p>
フランス	<p>【大学】</p> <p><u>初等教育 5 年→前期中等教育 4 年→後期中等教育 (一般リセ、技術リセ、職業リセ) 3 年→学士課程 (Licence 課程) 3 年 (合計 15 年間)</u></p> <p>【Grandes Écoles (工学、経営等)】</p> <p>初等教育 5 年→前期中等教育 4 年→後期中等教育 (一般リセ、技術リセ、職業リセ) 3 年→lycées (classes préparatoires (準備クラス)) 1~2 年→ディプロム課程 3~5 年 (合計 16~19 年間)</p> <p>【その他】</p> <p><u>大学、Grandes Écoles 以外では以下の高等教育機関があるが、16 年間の要件を満たさない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>Instituts Universitaires de Technologie (IUT) (技術大学学校) における 2 年の課程 (Diplôme Universitaire de Technologie (DUT) (技術大学学位) を授与) (合計 14 年間)</u> • <u>Instituts Universitaires Professionnalisés (IUP) (職業大学学校) における 1 年間の課程 (Licence professionnelle の学位を授与)、2 年間の課程 (Master professionnel の学位を授与) (合計 13~14 年間)</u> • <u>Lycée Technologique: Sections de Techniciens Supérieurs (STS) (技術リセ: 高等技術科) における 2 年間の課程 (Brevet de Technicien Supérieur (BTS) (高等技術免状) を授与) (合計 14 年間)</u>
ロシア	<p><u>初等教育 4 年→基礎中等教育 5 年→完全中等教育 (プロファイル教</u></p>

国名	内容
	<p><u>育) 2年→学士課程 (大学等) 4年 (合計 15年間)</u></p> <p>(初等教育 4年→基礎中等教育 5年→完全中等教育 (プロフィール教育) 2年→専門家教育 (大学) 5~6年 (合計 16~17年間))</p>
米国	<p>初等教育 6年→中学教育 3年→高校教育 3年→学士課程 4年 (合計 16年間)</p> <p>※<u>医学 (M.D.)、歯科学 (D.D.SあるいはD.M.D.)、獣医学 (D.M.V)、薬学 (D.Pharm.) は専門職学位であり、学士課程修了後に、専門職大学院で取得する。年数は分野によって異なるが、M.D.の場合、通常は学士取得後 4年間の学修を要する (合計 20年間)。</u></p> <p>※初等・中等教育は 12年間であるが、内訳は地域、学校毎に異なる。</p>
カナダ	<p><u>初等教育 6年→中学 3年→高校 3年→学士課程 (大学等) 3~4年 (合計 15~16年間)</u></p> <p>※Honours プログラムは 4年間なので合計 16年間となる。</p> <p>※初等・中等教育は 12年間であるが、内訳は州毎に異なる。学士課程の年数 (3年か 4年) は、州や課程によって異なる。</p> <p>【ケベック州】</p> <p>初等教育 6年→中等教育 5年→Collège d'Enseignement Général et Professionnel (CÉGEP) (一般教育専門職カレッジ) 2年→学士課程 (大学) 3年 (合計 16年間)</p> <p>※Honours プログラム (大学) も 3年間である。</p>

注：初等教育、中等教育までは代表的なコースである。赤字（下線）部分：学士課程修了まで 16 年未満（医学、歯学、薬学、獣医学の場合、18 年未満）。青字（二重下線）部分：学士課程修了まで 16 年を超える（医学、歯学、薬学、獣医学の場合、18 年を超える）ことを示す。

3.3 大学院（博士課程（後期））への入学資格

3.3.1 大学院（博士課程（後期））への入学資格

大学院（博士課程（後期））への入学資格は以下の通りである。

【博士課程（後期）の入学資格】

出典：文部科学省ウェブサイト：「博士課程（後期）の入学資格について」（高等教育局大学振興課）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111317.htm

（法：学校教育法 施行規則：学校教育法施行規則）

博士課程（後期）の入学資格は以下のいずれかに該当する方に認められます。

- 1 修士の学位や専門職学位を有する者（法第 102 条第 1 項）
- 2 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者（施行規則第 156 条第 1 号）
- 3 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者（施行規則第 156 条第 2 号）
- 4 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）⁴⁸¹を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者（施行規則第 156 条第 3 号）
- 5 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者（施行規則第 156 条第 4 号）
- 6 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者（平成元年文部省告示第 118 号）
- 7 大学院において個別の入学資格審査により認められた者（施行規則第 156 条第 7 号）⁴⁸²

※ なお、医学・歯学・薬学・獣医学に係る 6 年制の学部を卒業したのみをもって、これを修士課程相当とし、博士課程の入学資格が認められるわけではありません。

⁴⁸¹文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校（平成 27 年 4 月 15 日現在）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111317/001.htm

⁴⁸² ウェブサイト上では、施行規則第 156 条第 6 号となっているが、現在では施行規則第 156 条第 7 号である。

上の内容の英訳（仮訳）は以下の通りである。

Eligibility for admission to doctoral program of universities in Japan

You have eligibility for admission to doctoral program of universities in Japan, when either one of the following is satisfied.

1. You have received a master degree or professional degree from a university in Japan.
(School Education Law. Article 102, Clause 1)
2. You have received a degree, which is equivalent to master degree or professional degree in Japan, from a university outside Japan.
(Enforcement Regulations for the School Education Law. Item 1 of Article 156.)
3. You have completed in Japan a distance education program provided by a school outside Japan and received a degree which is equivalent to a master degree or professional degree in Japan.
(Enforcement Regulations for the School Education Law. Article 156, Item 2.)
4. You have completed an education program provided by a foreign school in Japan which is designated by MEXT as being equivalent to a graduate program in Japan (“graduate program at Japanese branch of foreign university designated by MEXT as is equivalent to graduate program in Japan”).
(Enforcement Regulations for the School Education Law. Article 156, Item 3.)
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111317/001.htm
5. You have completed a program at United Nations University and received a degree which is equivalent to master degree
(Enforcement Regulations for the School Education Law. Article 156, Item 4.)
6. You have graduated from a university in Japan, have worked for a university or research organization as a researcher for more than 2 years, and are considered to have the level of knowledge that is equivalent to that of a graduate of a master’s program.
(Notification No.118 in 1989 of the Ministry of Education)
7. You have had a special permission for admission to a doctoral program of a university based on the judgment by the university of your qualification.
(Enforcement Regulations for the School Education Law. Item 6 of Article 156.)

3.3.2 大学院（博士課程（後期））への入学資格の有無の判別

(1) 日本の大学院（博士課程（後期））への入学を希望する海外の学生

図 3-6 と図 3-7 は、日本の大学院（博士課程（後期））への入学を希望する海外の学生が、入学資格（法令上の要件）の有無を判別するためのフローチャートである。

大学等の図と同様に、「外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与されたか？」など、外国からの出願者にとってまず関連する要件が上位に位置付けられている。

博士課程(後期)への入学資格の有無の確認チャート(外国人の出願を想定)

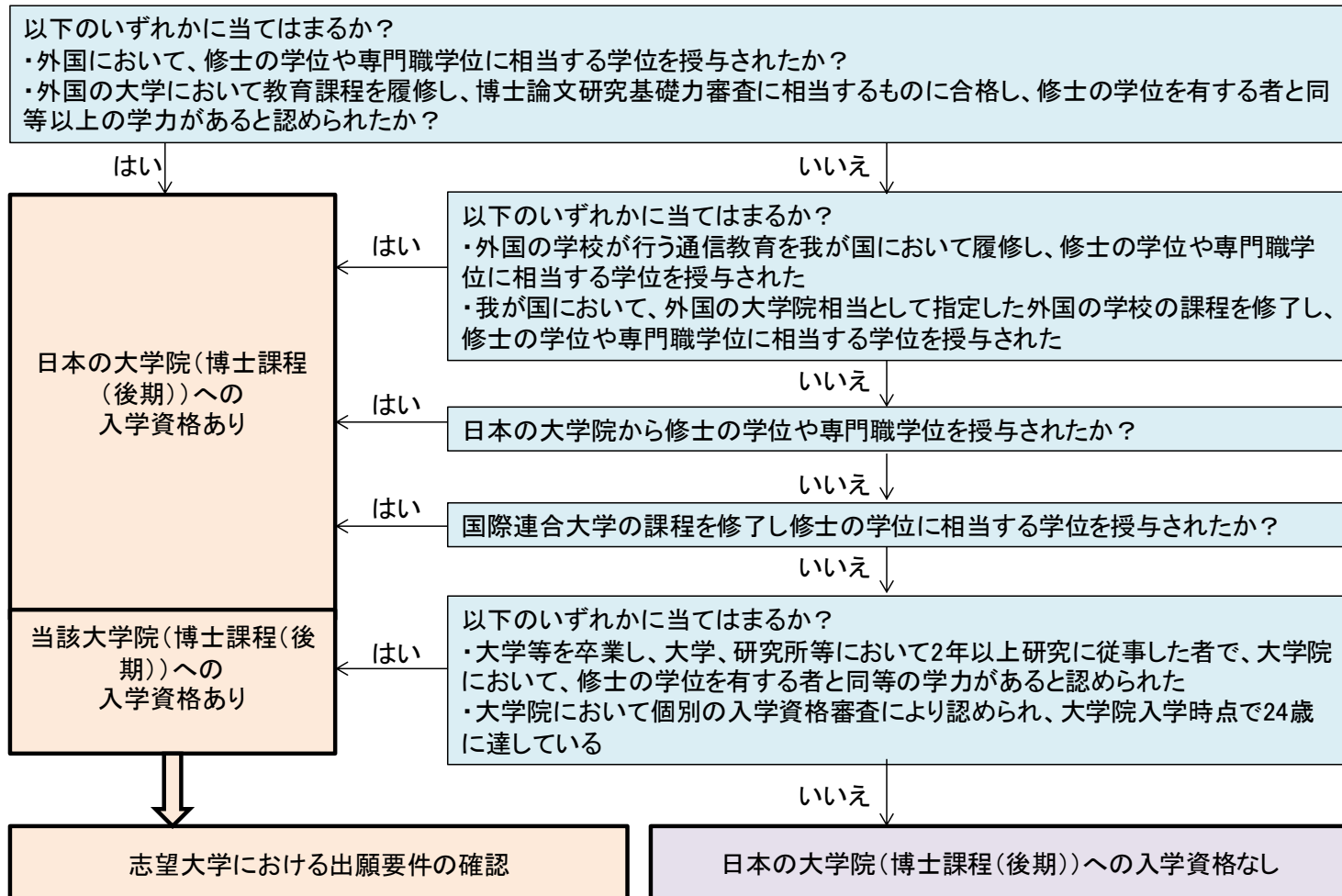


図 3-6 : 大学院 (博士課程 (後期)) への入学資格の有無の確認のためのフローチャート (外国人の出願を想定、日本語)

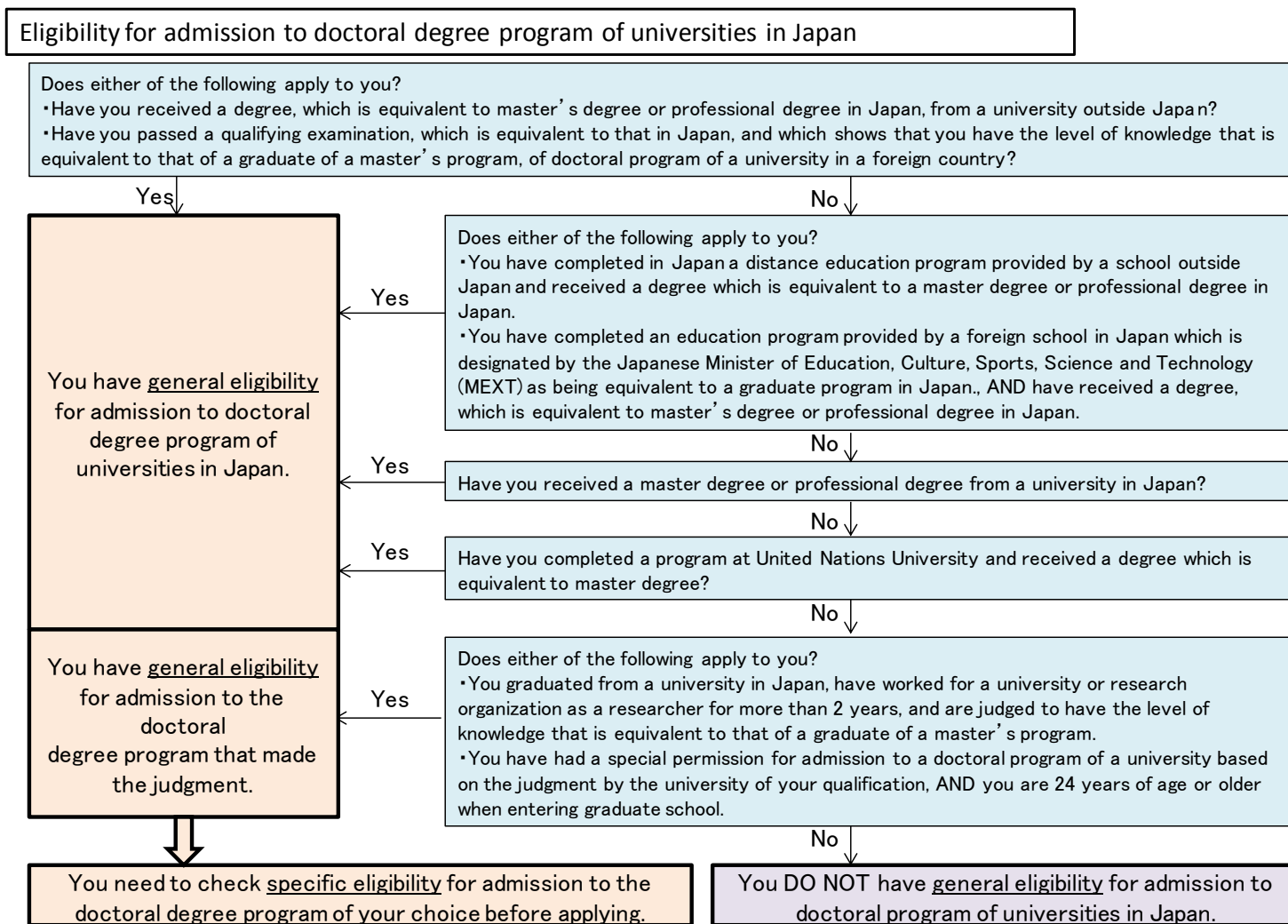


図 3-7 : 大学院 (博士課程 (後期)) への入学資格の有無の確認のためのフローチャート (外国人の出願を想定、英語)

(2) 日本の大学院（博士課程（後期））の入試担当者等

日本の大学院（博士課程（後期））の入試担当者にとって、以下の要件は判断を要するものであると考えられる。

- ・外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与されたか？

以下は国の機関等が作成した大学等のリストである。認証等されている大学や大学院の課程の修士や専門職学位であるかを判断するために利用可能である。（ただし、個別の外国の学校や学位が、上記の要件を満たすかどうかは、当該国の在日大使館等に確認する必要がある場合があることに留意）

表 3-4：調査対象国・地域における大学や学位についてのリストや情報源（政府等公的機関作成のもの）

国名	内容
中国	<p>教育部の作成する大学、高等教育機関のリスト。 http://www.moe.edu.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_2812/201409/175222.html (List of Chinese Colleges and Universities, 2014) http://www.moe.edu.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_2812/200906/48836.html (List of Chinese Higher Education Institutions, As of May 3th, 2013)</p> <p>2014 年のリストには、919 校の大学とカレッジ（いずれも 4 年制）（2014 年現在）が含まれる⁴⁸³。</p>
韓国	<p>韓国政府の Study in Korea ウェブサイトにおける、高等教育機関の検索頁 http://www.studyinkorea.go.kr/en/sub/overseas_info/request/universityList.do</p> <p>上の検索用のデータベースには、大学 291 校（国立大学 51 校、公立大学 1 校、私立大学 239 校）が含まれている。</p>
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム教育訓練省でリストは英語では公開していない。⁴⁸⁴ ・Nuffic, <i>Country Module Vietnam</i> (2015), p.16-18 (List of higher

⁴⁸³ “List of Regular Colleges and Universities in China (As of July 9th, 2014)(Total number : 2246)”には 919 の regular の機関と 1,327 校の junior college が含まれている。

⁴⁸⁴ Wikipedia 等でリストが作成されている。

https://en.wikipedia.org/wiki/List_of_universities_in_Vietnam

国名	内容
	<p>education institutions) にリストがある。</p> <p>http://www.nuffic.nl/en/library/education-system-vietnam.pdf</p> <p>上のリストには 114 の大学等（国立と私立）が含まれる。</p>
台湾	<p>台湾教育省の高等教育機関のリスト</p> <p>http://english.moe.gov.tw/ct.asp?xItem=14441&CtNode=11423&mp=1</p> <p>上のリストには 163 の大学等（大学等 151 校、2 年制カレッジ 12 校）が含まれる。また、7 校の防衛大学、警察大学等のリストがある。</p>
ネパール	<ul style="list-style-type: none"> ・ネパール教育省でリスト（英語）は公開していない。 ・Nuffic, <i>Country Module Nepal</i> (2014), p.12 (List of higher education institutions) に高等教育機関のリストがある。（本報告書 32 頁） <p>http://www.nuffic.nl/en/library/education-system-nepal.pdf</p> <p>上のリストには 12 校の大学が掲載。</p>
インドネシア	<p>Database of BAN-PT (National Accreditation Board for Higher Education) (全ての高等教育機関の認証プログラムについての情報) (インドネシア語)</p> <p>http://ban-pt.kemdiknas.go.id/direktori.php</p> <p>上のデータベースからは、認証されている課程レベルの情報が得られる（機関数は不明）。</p> <p>なお、インドネシアには 51 の国立大学と、オープンユニバーシティが設置されている。（本報告書、40 頁）</p>
タイ	<p>Office of the Higher Education Commission による高等教育機関のリスト</p> <p>http://www.inter.mua.go.th/main2/index.php</p> <p>http://www.mua.go.th/data_main/directory_che.doc</p> <p>公立の高等教育機関が 78 機関（内訳は、Limited Admission Universities and Institutions (65)、Open Admission Universities (2) Autonomous Universities (11))、私立高等教育機関が 68 機関、コミュニティカレッジが 19 機関である。</p>
マレーシア	<p>Malaysian Qualifications Register (認証された高等教育機関のリスト)</p> <p>www.mqa.gov.my/mqr/english/eakrbyipta.cfm (国公立高等教育機関)</p> <p>www.mqa.gov.my/mqr/english/eakrbyipts.cfm (私立高等教育機関)</p> <p>上のリストには、認証された国公立高等教育機関（32 校の大学）と、認証された私立高等教育機関（66 校の大学）が含まれる。</p>

国名	内容
ミャンマー	<p>ミャンマー教育省 高等教育局の高等教育機関のリスト (List of Universities, Degree Colleges and Colleges under Respective Ministries)</p> <p>http://www.myanmar-education.edu.mm/wp-content/uploads/2014/03/169-engL-Uupdate.pdf</p> <p>169 校の大学 (教育省管轄の大学 68 校、保健省管轄の大学 15 校、科学技術省管轄の大学 62 校 (分校を含む) 等) を含む。</p>
オーストラリア	<p>Tertiary Education Quality Standards Agency (TEQSA) (オーストラリア政府の高等教育質保証機関) による高等教育機関のリスト</p> <p>National Register of higher education providers</p> <p>http://www.teqsa.gov.au/national-register (機関と課程について調べることが可能)</p> <p>リストは、48 の自己認証の高等教育機関 (大学 40 校を含む)、125 の非自己認証の高等教育機関 (全て高等教育提供機関 (※大学ではない)) を含む。</p>
ニュージーランド	<p>New Zealand Qualifications Authority による、認証された大学等の機関 (授与が認定されている学位等) を調べることが可能。</p> <p>Information on recognised education organizations</p> <p>http://www.nzqa.govt.nz/providers/index.do</p> <p>上のデータベースには、8 校の大学⁴⁸⁵、20 校の工科大学 (Institute of Technology and Polytechnics (ITPs)) 等の情報が含まれる。</p>
英国	<p>Higher Education Funding Council for England (HEFCE)の高等教育機関データベース (機関名や課程 (授与する学位等) についての情報を含む)</p> <p>http://www.hefce.ac.uk/reg/register/search</p> <p>イングランド以外の地域も含む高等教育機関</p> <p>The Education (Recognised Bodies) (England) (Order) 2013</p> <p>http://www.legislation.gov.uk/uksi/2013/2992/made</p> <p>HEFCE のデータベースは、HEFCE から資金を受けている 334 の高等教育機関が含まれる (そのうち、大学は 103 校)。</p> <p>法律 (Order) では、151 の大学が英国における recognized bodies (承認された機関) として列挙されている。</p>
ドイツ	<p>German Rectors' Conference (HRK) (ドイツ大学学長会議) 作成の、ド</p>

⁴⁸⁵ ベトナムの機関 1 校は除く。

国名	内容
	<p>イツの高等教育機関と学位プログラムのデータベース</p> <p>http://www.hochschulkompass.de/en/higher-education-institutions/search-for-a-higher-education-institution.html</p> <p>上のデータベースには、博士学位授与する大学等 110 校、博士学位授与しない応用科学大学等 231 校、芸術・音楽カレッジ 58 校の情報が含まれる。</p>
フランス	<p>フランス高等教育研究省 (Ministère de l'Enseignement supérieur et de la Recherche) の大学等のリスト</p> <p>http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/cid20269/liste-des-universites-francaises.html (大学区毎に整理されている)</p> <p>Conférence des Grandes Écoles によるグランゼコールのリスト</p> <p>http://www.cge.asso.fr/nos-membres/ecoles/les-ecoles-par-region (地域毎、分野別に整理されている)</p> <p>高等教育研究省のリストには、81 校の大学が含まれる (地域毎に記載)。</p> <p>Conférence des Grandes Écoles のリストには 216 校のグランゼコールがリストされている。</p>
ロシア	<p>Russian ENIC (National Information Center on Academic Recognition and Mobility)による認証された高等教育機関のリスト</p> <p>Recognized higher education institutions</p> <p>http://www.russianenic.ru/english/cred/index.html</p> <p>上のリストは、929 校の認証された高等教育機関 (大学、アカデミー等)が含まれる。</p>
米国	<p>6つの地域別認証機関による、高等教育機関のリスト、データベース (認証状況等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Middle States Association of Colleges and Schools (MSA) <p>http://www.msche.org/institutions_directory.asp</p> <p>(New York、New Jersey、Pennsylvania、Delaware、Maryland の各州と District of Columbia 等が対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ New England Association of Schools and Colleges (NEASCSC) <p>https://cihe.neasc.org/about-our-institutions/roster</p> <p>(Connecticut、Maine、Massachusetts、New Hampshire、Rhode Island、Vermont の各州が対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ North Central Association of Colleges and Schools (NCA)(Higher Learning Commission)

国名	内容
	<p>http://www.ncahlc.org/Directory-of-HLC-Institutions.html (Arkansas、Arizona、Colorado、Iowa、Illinois、Indiana、Kansas、Michigan、Minnesota、Missouri、North Dakota、Nebraska、New Mexico、Ohio、Oklahoma、South Dakota、Wisconsin、West Virginia、Wyoming の各州が対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> Northwest Association of Schools, Colleges and Universities (NWC UU) <p>http://www.nwccu.org/Directory%20of%20Inst/Directory%20of%20Institutions.htm (Alaska、Idaho、Montana、Nevada、Oregon、Utah、Washington の各州が対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> Southern Association of Colleges and Schools (SACS) <p>http://www.sacscoc.org/search.asp# (Alabama、Florida、Georgia、Kentucky、Louisiana、Mississippi、North Carolina、South Carolina、Tennessee、Texas と Virginia の各州が対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> Western Association of Schools and Colleges (WASC) <p>http://www.wascsenior.org/institutions (California 州と Hawaii 州が対象)</p> <p>各地域認証機関のリスト等には以下の数の大学等(認証あり)が含まれる。合計すると、2,211 機関である。</p> <ul style="list-style-type: none"> Middle States Association of Colleges and Schools (MSA) : 525 校 New England Association of Schools and Colleges (NEASCSC) : 238 校 (海外 9 校含む) North Central Association of Colleges and Schools (NCA)(Higher Learning Commission) : 998 校 Northwest Association of Schools, Colleges and Universities (NWC UU) : 160 校 Southern Association of Colleges and Schools (SACS) : 121 校 (学士)、135 (修士)、 Western Association of Schools and Colleges (WASC) : 169 校
カナダ	<p>Universities Canada (カナダの大学・カレッジをメンバーとする団体) 作成の大学リスト</p> <p>http://www.universitystudy.ca/canadian-universities/</p> <p>上のリストには、公立大学、私立大学、カレッジ 98 校が含まれる。</p>

4. 終わりに

本調査研究は、我が国におけるグローバル化に対応した高等教育政策の検討に資するため、我が国と学生の流動性が高い外国の基本的な教育制度についての情報を収集し、体系的な情報整理を行うことを目的としたものである。

そのため、まず、調査対象とした17か国・地域について、外国の教育制度等の調査を実施した。調査項目は、学校教育制度の概要、近年の動向、学校系統図、我が国の高等学校に相当する学校の卒業程度と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験の有無等である。これらの情報については、UNESCOの *World Data on Education* や、Nuffic（オランダの機関）の *Country module* のシリーズを参考としてまとめた。⁴⁸⁶

これらの結果は、調査対象国・地域の情報については、「2.18 調査対象国・地域の教育制度等のまとめ」（127頁）の表2-4にまとめた。

次に、調査した内容を利用して、大学等の入学・編入学資格の有無を判別するための情報を整理した。具体的には、海外からの出願者にとっての我が国の大学等の入学資格の有無については、法令上の規定を整理した後に、以下のフローチャートとしてまとめた（日本語と英語）。

図3-2と図3-3：大学への入学資格の有無の確認のためのフローチャート

図3-4と図3-5：大学院（修士課程・博士課程（前期））への入学資格の有無の確認のためのフローチャート

図3-6と図3-7：大学院（博士課程（後期））への入学資格の有無の確認のためのフローチャート

また、日本の大学等の入試担当者が入学資格の有無を判断するための情報として以下をまとめた。

表3-1：調査対象国・地域における中等教育修了までの年数

表3-2：調査対象国・地域における高等学校卒業と同等以上の学力を認定する試験

表3-3：調査対象国・地域における学士課程修了までの年数

表3-4：調査対象国・地域における大学や学位についてのリストや情報源（政府等公的機関作成のもの）

なお、本調査は、幅広い内容を持つ調査を極めて短い期間で実施したものであり、調査の目的をより確実なものとするためには、以下の点について留意することが必要である。

⁴⁸⁶ UNESCOの報告書は、カナダ、ドイツ、ミャンマー、韓国、タイ、米国について2006年に、オーストラリア、中国、フランス、インドネシア、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、ロシア、英国、米国、ベトナムについては2010年にそれぞれ作成されている。UNESCOの報告書は台湾については作成していない。また、Nufficの報告書は、カナダ、フランス、ドイツ、マレーシア、台湾、ベトナムについては2012年に、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、米国については2013年に、中国、インドネシア、ロシア、タイ、英国については2014年に、ネパールについては2015年にそれぞれ作成されている。ミャンマーについては作成されていない。このように、調査対象国・地域については、ミャンマーを除き、UNESCOあるいはNufficの報告書は過去3年以内に作成されている。

第 1 に、本調査で行った諸外国の教育制度のうち、留学生の流動性に関する部分についての情報の更新と蓄積が必要である。本調査の結果は出発点として考え、定期的（2 年毎など）に情報内容をアップデートしていくことが重要であろう。

第 2 に、かかる情報の更新や蓄積のための体制をどうするのかということである。それを考える際には、オランダ等の海外で発行された資格情報（学位を含む）についての National Information Center の体制が参考になるのではないか。以下はこれらの組織の職員数を示しているが⁴⁸⁷、国別専門家による情報のフォロー等を実施するための組織体制が構築されていることが分かる。常勤の専門家が各国について情報収集・評価等を継続的に実施している。

- オランダー独立非営利団体 Nuffic：職員数 22 名（うち国別資格評価専門家 15 名）
- 英国－UK-NARIC (National Recognition Information Centre for the United Kingdom)（ビジネスイノベーション技能省（BIS）が ECCTIS Ltd.に業務委託）職員数 149 名（うち資格評価者 85 名）
- フランスー行政的公施設団体 CIEP 職員数 22 名（うち評価者 12 名）

主要国の教育制度については、大学評価・学位授与機構の「インフォメーション・パッケージ」⁴⁸⁸や、外務省の「諸外国・地域の教育情報」⁴⁸⁹としてまとめられ、更新されているなど、一部の機関で知識が分散的に蓄積されているので、新たに一から組織を立ち上げるのではなく、国内の機関の間での専門知識を統合させる仕組みも一案であろう。

以上

⁴⁸⁷大学評価・学位授与機構（評価事業部国際課）作成資料（H26.9.24）「各国のナショナル・インフォメーション・センター（NIC）機能の代表例」

⁴⁸⁸アメリカ合衆国（2010 年）、英国（2015 年）、オーストラリア（2015 年）、オランダ（2011 年）、フランス（2012 年）、ドイツ（2014 年）、韓国（2012 年）、中国（2013 年）の 8 か国について作成されている。

⁴⁸⁹ 外務省ウェブサイト「諸外国・地域の学校情報」（公益財団法人 海外子女教育振興財団の協力のもとで作成） http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/

参考文献

※ ウェブサイト情報は除く

- Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority (ACARA). *National Report on Schooling in Australia 2012*.
- European Commission. *The Structure of the European Education Systems 2014/15: Schematic Diagrams*. November 2014.
- International Labour Organization. “Equivalency Education and Decent Work.” *Policy Brief*. July 2011.
- Nuffic. *Country module: Australia*. Version 3. October 2014.
- Nuffic. *Country module: Canada*. Version 2. April 2012.
- Nuffic. *Country module: China*. Version 3. January 2014.
- Nuffic. *Country module: France*. Version 2. September 2012.
- Nuffic. *Country module: Germany*. Version 2. February 2012.
- Nuffic. *Country module: Indonesia*. Version 3. October 2014.
- Nuffic. *Country module: Malaysia*. Version 4. December 2012.
- Nuffic. *Education system: Nepal*. Version 1. January 2015.
- Nuffic. *Country module: New Zealand*. 2013.
- Nuffic. *Country module: Russian Federation*. Version 2. September 2014.
- Nuffic. *Country module: South Korea*. Version 2. April 2013.
- Nuffic. *Country module: Taiwan*. Version 2. April 2012.
- Nuffic. *Country module: Thailand*. Version 3. December 2014.
- Nuffic. *Country module: United Kingdom*. Version 3. September 2014.
- Nuffic. *Country module: United States*. Version 2. January 2013.
- Nuffic. *Country module: Vietnam*. Version 2. November 2012.
- Ministry of Education and Training (Vietnam). *Report on the development of the higher education system, the solutions to ensure quality assurance and improve education quality*. Hanoi, 2009.
- Ministry of Education (Nepal). *School Sector Reform Plan 2009-2015*. Kathmandu, August 2009.
- Ministry of Education (Nepal). *Nepal Education in Figures 2014. At-A-Glance*. 2014.
- Ministry of Education (New Zealand). *The New Zealand education system: An overview*. Wellington, 2009.
- National Center for Education Development Research. Chinese National Commission for UNESCO. *National Report on Mid-term Assessment of Education for All in China*.

- Beijing, November 2008.p.9.
- National Center for Education Statistics. U.S. Department of Education. *Digest of Education Statics. 2012.*
- New Hampshire Department of Education. *School Fact Sheet for High School Equivalency Testing in 2014 and Beyond.* September 2014.
- Nordic Recognition Network (NORRIC). *The education system in Russia.* NORRIC and the Danish Centre for Assessment of Foreign Qualifications (ENIC/NARIC), Copenhagen, February 2005.
- Secretariat of the Standing Conference of the Ministers of Education and Cultural Affairs of the Länder in the Federal Republic of Germany. *The Education System in the Federal Republic of Germany 2011/2012: A description of the responsibilities, structures and developments in education policy for the exchange of information in Europe.* 2012.
- Statistics Canada. *Education Indicators in Canada: Handbook for the Pan-Canadian Education Indicators Program.* December 2010
- The Republic of China. *The Republic of China Yearbook 2014.*
- UNESCO. *World Data on Education. Australia.* 7th edition, 2010/11.
- UNESCO. *World Data on Education. Canada.* 6th edition, 2006/07.
- UNESCO. *World Data on Education. China.* 7th edition, 2010/11.
- UNESCO. *World Data on Education. Germany.* 6th edition, 2006/07.
- UNESCO. *World Data on Education. Indonesia.* 7th edition, 2010/11.
- UNESCO. *World Data on Education. Malaysia.* 7th edition, 2010/11.
- UNESCO. *World Data on Education. Myanmar.* 6th edition, 2006/07.
- UNESCO. *World Data on Education. Nepal.* 7th edition, 2010/11.
- UNESCO. *World Data on Education. New Zealand.* 7th edition, 2010/11.
- UNESCO. *World Data on Education. Republic of Korea.* 6th edition, 2006/07.
- UNESCO. *World Data on Education: Russian Federation.* 7th edition, 2010/11.
- UNESCO. *World Data on Education. Thailand.* 6th edition, 2006/07.
- UNESCO. *World Data on Education. United Kingdom (England).* 7th edition, 2010/11.
- UNESCO. *World Data on Education. United Kingdom (Northern Ireland).* 7th edition, 2010/11.
- UNESCO. *World Data on Education. United Kingdom (Scotland).* 7th edition, 2010/11.
- UNESCO. *World Data on Education. United Kingdom (Wales).* 7th edition, 2010/11.
- UNESCO. *World Data on Education: United States.* 6th edition, 2006/07.
- UNESCO. *World Data on Education. Viet Nam.* 7th edition, 2010/11.
- USAID. *Analysis of the Current Situation of Islamic Formal Junior Secondary Education in Indonesia.* 2007.

Winarti, Agnes. "Equivalency test gives higher-education hopefuls 2nd chance." *Jakarta Post*.

June 24, 2008.

文部省「学制百年史」1981年9月。

(独) 日本学生支援機構、「平成26年度外国人留学生在籍状況調査結果」、平成27年2月

平成26年度 先導的大学改革推進委託事業
「大学生、大学院生の国際的流動性促進に資するための
各国の教育制度等に関する調査研究」報告書

平成27年3月31日
公益財団法人 未来工学研究所
〒135-8473 東京都江東区深川 2-6-11 富岡橋ビル 4F
電話：03-5245-1015（代表）